

別表2(第6条 補助金額)

事業の区分	事業の区分	上限金額(単位:円)	補助率	
			1回目	2回目以降
1号	青少年の健全育成を目的とした事業	300,000	1回目	2回目以降
2号	国際交流の推進を目的とした事業		4 / 5	1 / 2
3号	文化芸術活動の推進を目的とした事業			
4号	環境保全の推進を目的とした事業(ただし、地域清掃活動を除く)			
5号	子育て支援を目的とした事業			
6号	生涯学習講座の企画運営事業	150,000		

※ 補助金額は、補助の対象となる経費の総額に補助率を乗じた金額とする。なお、補助率により積算した補助金額の千円未満に端数が出た場合には、千円未満を切り捨てることとする。